

大阪市告示第1073号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年7月31日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立 長居プール 水泳場（屋外プール）	令和6年8月5日（月）
	令和6年8月19日（月）
	令和6年8月26日（月）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）